

北見市まちづくり基本条例 (素案)

(仮称)まちづくり条例検討市民会議

目 次

北見市まちづくり基本条例の概要	1		
北見市まちづくり基本条例(素案)	7		
前 文	7	第6章 情報の共有	24
第1章 総則	8	第29条 情報の公開及び提供	
第1条 目的		第30条 説明責任	
第2条 用語の定義		第31条 個人情報保護	
第3条 条例の位置付け		第7章 市民参加	26
第2章 自治の基本原則	10	第32条 市民参加の推進	
第4条 基本理念		第33条 委員の公募等	
第5条 情報共有の原則		第34条 意見の公募	
第6条 市民参加の原則		第35条 住民投票	
第7条 共働の原則		第8章 共働の推進	28
第8条 地域自治の原則		第36条 市民活動の促進	
第3章 市民	13	第37条 市民自治の促進	
第9条 市民の権利		第9章 地域自治	29
第10条 市民の責務		第38条 自治区の設置	
第11条 子どもの権利等		第39条 自治区の連携	
第12条 事業者の社会的責任		第10章 危機管理	30
第4章 議会	15	第40条 災害等への対応	
第13条 議会の役割及び責務		第11章 国、北海道及び他の 自治体との関係等	31
第14条 議員の役割及び責務		第41条 国、北海道その他の 自治体との連携等	
第5章 市長等	17	第42条 国際交流等	
第1節 市長等の役割及び責務		第12章 条例の改正等	32
第15条 市長の役割及び責務		第43条 条例の趣旨に関する 事務等の検証	
第16条 市長以外の執行機関の 役割及び責務		第44条 条例の改正	
第17条 職員の役割及び責務		附則	
第2節 市政の運営			
第18条 総合計画			
第19条 財政運営			
第20条 行政評価			
第21条 組織運営等			
第22条 出資団体等に対する関与			
第3節 公正と信頼の確保			
第23条 法令の遵守等			
第24条 行政手続			
第25条 公益通報			
第26条 要望、意見等への対応			
第27条 権利の擁護			
第28条 監査			

北見市まちづくり基本条例の概要

1. まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例は、まちづくりを進める上での最高規範として位置付けられる条例で、自立したより良い地域社会を築くため、まちづくりの基本理念や基本原則、市政運営の具体的な仕組みなどを明らかにするものです。

これまで都道府県や市町村の条例には、国における日本国憲法のような最高規範として位置付けられるものではありませんでしたが、地方分権の時代を迎え、自治体の憲法といわれる「まちづくり基本条例」あるいは「自治基本条例」を多くの自治体で制定する動きが加速しています。

この条例は、法律に基づくものではなく、また、制定にあたり共通の考え方があるわけではありません。それぞれの自治体が、独自の考え方に基づき、まちづくりの最高規範としての条例を制定するものです。

2. 条例制定の背景

地方分権の推進

平成12年に地方分権一括法が施行されました。地方分権とは、地域のことは地域住民の意思と選択に基づいて地域で決定する仕組みに変えていくものです。国・都道府県・市町村の関係をこれまでの上下・主従の関係から対等・協力の関係に移行し、国主導の画一的な行政システムから住民主導の個性的な行政システムへの転換を図るものです。各自治体には、自らの責任により主体的に意思決定を行い、自立したより良い地域社会を築いていくことが求められており、その実現に向けた基本理念や基本原則、行政運営の仕組みなどを整備する必要性が高まっています。

また、このような地方分権の流れの中でまちづくりを進めていくためには「補完性の原理」が上手く働くことも必要です。「補完性の原理」とは、個人ができることは個人が行う「自助」、個人でできないことは家族や仲間が、家族や仲間ではできないことは地域社会が互いに協力して行う「共助」、地域社会でできないことは住民に一番身近な基礎自治体である市町村が行い、さらに都道府県が、国が行う「公助」というように、小さな単位ではできない部分を大きな単位が補っていくというシステムです。

合併

平成18年3月、北見市・端野町・常呂町・留辺蘂町の1市3町が合併し、新しい北見市が誕生しました。

合併に向けた協議では、合併を真の地方分権社会の実現に向けた好機と捉え、それぞれの地域の歴史や文化、特性などを尊重し、機能分担をしながら地域全体の均衡ある発展を目指し、北見市独自の自治区制度を設けることが確認されました。

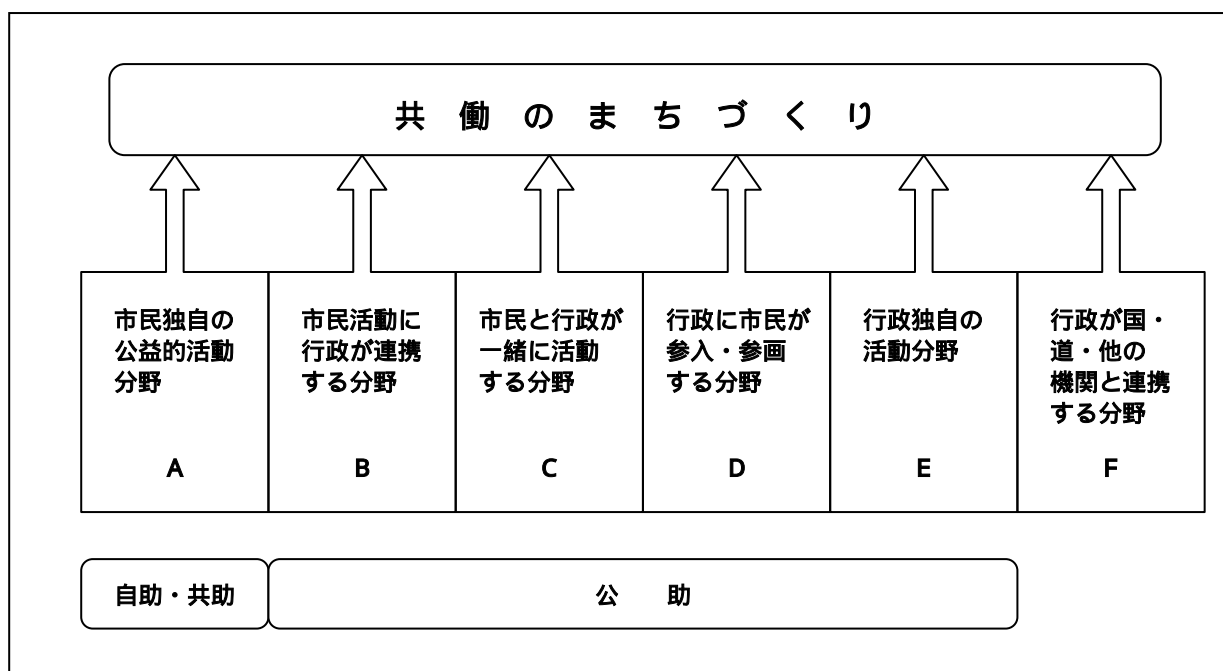
特に、旧3町の住民にとっては、合併によって人口規模が大きい北見市にのみ込まれてしまい、これまで長きにわたり築き上げてきた歴史や文化などがなくなってしまうのではないかと大きな不安を抱いていました。

このような住民の不安を払拭するために独自の自治区制度を設け、自治体の憲法といわれるまちづくり基本条例を制定し、その中で自治区制度を明確に位置付けるべきとされ、条例の骨子を取りまとめられました。このことは、住民が合併の是非を判断する上での大きな要素となりました。

まちづくり基本条例は市の最高規範であり、本来であれば、先にこの条例が制定され、その上で自治区設置条例など関連する条例を整備するものですが、合併協議の経過では、新市において市民参加のもとに時間をかけて創り上げていくべきとされました。

3. 条例の特徴的な内容

「協働」から「共働」へ



「協働」という言葉は、近年、自治体が策定する計画などにおいてさまざまな場面に登場しますが、この言葉は、アメリカの政治学者が「地域住民と自治体職員が協力して自治体政府の役割を果たしていく」という概念を表す言葉として造語した co-production (co「共に」 production「つくる」) が語源で、その和訳として「協働」が使われたと言われています。

北見市においても「市民協働推進課」を設置し、協働のまちづくりを一層推進するため、平成20年4月に「北見市市民協働推進指針」を策定しました。また、先にスタートした最上位の計画である総合計画の中でも「市民とつくる信頼と協働のまちづくり」を基本目標の一つに掲げています。

北見市市民協働推進指針では、協働を「市民と行政が対等な立場でそれぞれの役割を自覚し、相互理解と自主的な行動に基づき連携し、地域の公共的な課題の解決を図ること」と定義をし、この協働の主体の中には行政のほか、町内会、市民活動団体、学校、企業などがあり、それらすべてのかかわりにおいて協働関係は成立するとしています。

上の図に示したように、まちづくり活動の領域は、Aの市民独自の公益的活動分野、B・C・Dの市民と行政が連携する公益活動分野、行政が市民合意のもとに活動したり、

国や道・他の機関と連携していくE・Fの分野がありますが、これまで北見市においては、このうちのB～Dの領域、すなわち市民と行政とのかかわりの中での協働がクローズアップされてきました。

しかし、自立したより良い地域社会を築いていくためには、B・C・Dの領域はもちろんですが、Aの市民独自の公益的活動領域を拡大していくことがとても大切です。

また、合併により新しい北見市のまちづくりがスタートしましたが、これまで各市町が築き上げてきた歴史や文化などを大切にしながら、それぞれの地域の均衡ある発展を目指していくとともに、新しい北見市としての一体感を醸成し、想いをひとつにして新たな歴史を創り上げ、未来を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

旧北見市では、地域でのつながり、また、市民と行政のつながりが希薄となっていく中で、これまでは「協働」というツールが大切な役割を果たしてきましたが、その一方で市民や地域からは、「協働」は行政が主導しており、行政の下働き、押しつけなどという厳しい声があることも否定できません。

このようなことから、これまで進めてきた「協働のまちづくり」において不足していた市民同士の領域をより大切に、市民の心をひとつにしながら、市民同士が、自治区同士が、そして市民と行政が、共に手を携え、共に汗し、共に行動し、より良い地域社会を創り上げていくために「共働のまちづくり」を推進していくことが、新しい北見市には必要です。

「共働」は、共に生きる共生、共に治める共治、共に創る共創、思いをひとつにする共感など、さまざまな姿を連想することもできます。今後は、それぞれの主体同士が多様な場面でこの「共働」をツールとして活用し、共にまちづくりを進めていきます。

「協働」から「共働」へ。

自治区の設置

北見市は、合併によって人口は約12万6,000人、また、面積は1,427km²となり北海道で1番、全国でも4番目に広いまちになりました。

旧3町の住民にとっては、まちが大きくなることにより中心部のみが発展し、それぞれの地域は疲弊していくのではないかという不安を強く感じていました。そうした不安を払拭し、地域の特性を生かした個性豊かで活力あるまちづくりを進めるために北見市独自の自治区を設置し、自治区には「まちづくり協議会」、「自治区長」、「総合支所」を置くことにしました。

また、この北見市独自の自治区制度は、住民に身近な課題はできるだけ住民に身近なところで解決するという地方分権の考え方を北見市の中において実践するものです。

自治区の設置をまちづくりの最高規範となる本条例に位置付け、それぞれの地域の歴史や文化などを大切にしながら均衡ある発展を目指します。

子どもの権利

本条例において市民とは、地方自治法第10条に定める住民（市内に住所を有する人で、法人や外国人を含みます）のほか、市外に住んでいても北見市に通勤・通学している人、市内で事業活動をしている個人や団体を含め、市民の範囲を幅広く捉えており、子どもも含まれています。

市民は、等しく尊重され、良好な生活環境のもと、自らの生命、自由及び幸福を追求し、安全で安心な生活を営む権利を有していますが、虐待やいじめなどにより子どもが苦しめられ、さらには命まで奪われてしまうという悲惨な出来事が後を絶ちません。

子どもは、社会の大切な一員であり、北見市の未来を担う宝です。この宝をみんなで守り育てていこうという北見市の強い姿勢を示すため、市民の中の子どもの権利等をあらためて規定しています。

危機管理

このオホーツク地域は、災害が少ない地域と言われていましたが、近年、この地域においても大雨や地震などの自然災害が発生しています。また、国内外では、感染症、大量殺傷事件、テロ、コンピュータウイルスなど、これまで経験をしたことがないような出来事が数多く起きています。

市長等には、市民の安全で安心な暮らしを守る責任があります。危機を未然に防止し、また、災害等が発生した時には被害を最小限に抑えるため、危機に対応できる体制を常に確保しておく必要があります。

市民の生命や財産を守ることは、自治体が存立する根本をなすものです。このことから、本条例においては危機管理に関する章を設け、北見市の強い姿勢を示しています。

4. 条例の構成

前 文

目的・理念・原則

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 用語の定義
- 第3条 条例の位置付け

第2章 自治の基本原則

- 第4条 基本理念
- 第5条 情報共有の原則
- 第6条 市民参加の原則
- 第7条 共働の原則
- 第8条 地域自治の原則

役割・責務・市政運営

第3章 市民

- 第9条 市民の権利
- 第10条 市民の責務
- 第11条 子どもの権利等
- 第12条 事業者の社会的責任

第4章 議会

- 第13条 議会の役割及び責務
- 第14条 議員の役割及び責務

第5章 市長等

- 第1節 市長等の役割及び責務
- 第15条 市長の役割及び責務
- 第16条 市長以外の執行機関の役割及び責務
- 第17条 職員の役割及び責務

第2節 市政の運営

- 第18条 総合計画
- 第19条 財政運営
- 第20条 行政評価
- 第21条 組織運営等
- 第22条 出資団体等に対する関与

第3節 公正と信頼の確保

- 第23条 法令の遵守等
- 第24条 行政手続
- 第25条 公益通報
- 第26条 要望、意見等への対応
- 第27条 権利の擁護
- 第28条 監査

基本原則の具体的ルール

第6章 情報の共有

- 第29条 情報の公開及び提供
- 第30条 説明責任
- 第31条 個人情報の保護

第7章 市民参加

- 第32条 市民参加の推進
- 第33条 委員の公募等
- 第34条 意見の公募
- 第35条 住民投票

第8章 共働の推進

- 第36条 市民活動の促進
- 第37条 市民自治の促進

第9章 地域自治

- 第38条 自治区の設置
- 第39条 自治区の連携

その他

第10章 危機管理

- 第40条 災害等への対応

第11章 国、北海道及び他の自治体との関係等

- 第41条 国、北海道その他の自治体との連携等
- 第42条 国際交流等

第12章 条例の改正等

- 第43条 条例の趣旨に関する事務等の検証
- 第44条 条例の改正

北見市まちづくり基本条例（素案）

前 文

私たちのまち北見市は、澄みきった青空のもと、北海道の屋根・大雪連峰とオホーツク海にいだかれた実りの大地に産業や伝統・文化を育み、オホーツク地域の中心としてまちを発展させてきました。

私たちは、先人が歩んできた苦難の歴史や伝統から多くを学び、新しい時代に対応する北見市を目指します。それぞれの地域の特色を生かしつつ一体となって、困難も喜びも共に乗り越え共に享受してゆきます。

豊かな自然と共生し、互いに思いやりをもち、誰もが安全で安心して暮らしてゆけるまちづくりを進めるために、一人ひとりの声が生かされる市民自治を育てなくてはなりません。

私たちは、全ての市民が主体であることを基本にし、共に手を携えて力を出し合う共働のまちづくりを目指します。

私たちは、自らによるまちづくりのための最高規範として、ここに北見市まちづくり基本条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定する趣旨や目的などを、これまで歩んできた歴史やまちの背景などを交えながら簡潔に説明しています。

ここでは、合併して生まれた新しい北見市の特徴である豊かな自然環境を書き綴り、開拓からこれまで先人が創り上げてきたまちの特色を生かしながら、市民一人ひとりが手に手を取り合って、さらなる発展に向けて共にまちづくりを進めていくことを誓い、そのための最高規範としてこの条例を制定することを謳っています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北見市における自治の基本理念及び基本原則を示し、自治の担い手としての市民の権利及び責務、議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、自治の基本的な事項を定めることにより、市民が主体の安全で安心して生活できるまちづくりの実現を目指し、自立したより良い地域社会を築くことを目的とする。

【解説】

本条は、条例制定の目的を簡潔に表現したもので、各条文を解釈・運用する上での指針となるものです。

この条例の目的は、「自立したより良い地域社会を築くこと」であり、そのための基本理念や基本原則を明らかにするとともに、まちづくりの担い手である市民の権利及び責務、議会、議員並びに市長等の役割及び責務、市政運営の仕組みなどの基本的な事項を定めることとしています。

地方分権が進む中、地域自らが自己決定と自己責任に基づき、地域の特性を生かした特色あるまちづくりを進めていくことが求められています。「より良い」には、さらに前進しよう、育てていこうという想いが込められています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有し、通勤し又は通学する個人及び市内で事業活動その他の活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) まちづくり 安全で安心な暮らしやすい地域社会を創り、市民の快適な生活環境を確保するための活動の総体をいう。
- (4) 市政 市民の信託を受けた議会及び市長等が担うものをいう。

【解説】

本条は、本条例を解釈・運用する上で共通認識を持つために、重要な用語の定義を定めたものです。

市 民：地方自治法第 10 条に定める住民（市内に住所を有する人で、法人や外国人を含む）のほか、市外に住んでいても北見市に通勤・通学している人、市内で事業活動をしている個人や団体を含め、市民の範囲を幅広く捉えています。

このことは、まちづくりを共に進める大切なパートナーであり、さまざまな力をまちづくりに生かしていく必要があるからです。

市 長 等：市長その他の執行機関をいいます。

まちづくり：まちづくりには市民自主活動、市民と行政との連携活動、公共事業等の活動があります。この条例では、安全で安心な暮らしやすい地域社会を創るための公益的な事業や活動の総体をいいます。

市 政：「まちづくり」のうち、市民の信託を受けた議会及び市長等が担う部分をいいます。

「まちづくり」のすべてを地方公共団体である北見市が行うわけではありません。市民が北見市に信託しているのは「まちづくり」の一部分です。

（条例の位置付け）

第 3 条 この条例は、本市の自治に関する基本的な事項を定める最高規範であり、市民、議会及び市長等はこの条例を誠実に尊重するものとする。

2 議会及び市長等は、条例、規則その他の規程の制定、改廃並びに法令、条例、規則その他の規程の解釈及び運用若しくは重要な計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を十分に尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

【解説】

本条は、本条例の位置付けについて定めたものです。

この条例は、北見市のまちづくりの基本的な事項を定めるものであり、最高規範として位置付けることを明らかにしています。

この位置付けを踏まえ、議会及び市長等は、市政に関する計画の策定、他の条例や規則等の制定・改廃等にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合を図らなければならないことを規定しています。

第2章 自治の基本原則

(基本理念)

第4条 まちづくりの主体は、市民である。

2 市民は、個人の尊厳と自由が等しく尊重され、自由な意思と責任を持ち、相互に支えあい、自立して暮らせる社会を自ら創るために、共に考え、共に取り組むものとする。

3 議会及び市長等は、その権限と責任において公正かつ誠実に市政を運営するとともに、国、北海道及び他の市町村と対等な立場での相互協力・連携の関係を築き、自治体としての自立を確保するものとする。

【解説】

本条は、自治を推進していく上で基本となる考え方を示しています。

日本国憲法第92条で「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されており、この地方自治の本旨とは「住民自治」と「団体自治」という二つの概念から成り立っています。

住民自治：住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めること。

団体自治：地域のことは、地方公共団体が自主性・自立性をもって、国の干渉を受けることなく、自らの判断と責任のもとに地域の实情に沿った市政を行うこと。

第1項では、まちづくりの主体は市民であることを規定しています。

第2項では、地方自治の本旨の一つである「住民自治」を表しており、自立して暮らせる社会を築くために、まちづくりについて共に考え、共に取り組むことを規定しています。

第3項では、本旨のもう一つの概念である「団体自治」を表しており、国や北海道等と対等の立場で協力・連携し合いながら、自立した市政運営を行うことを規定しています。

(情報共有の原則)

第5条 市民、議会及び市長等は、それぞれが保有するまちづくりに関する情報を共有するものとする。

【解説】

第5条から第8条は、目的である「自立したより良い地域社会を築く」ために必要となる原則を定めたものです。

本条は、市民、議会及び市長等が、まちづくりを共に進めていくために、まちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有することを一つ目の原則としています。

本条に基づき、第6章「情報の共有」で基本的なルールを規定しています。

(市民参加の原則)

第6条 議会及び市長等は、市民参加のもとで市政を行い、市民の意思を市政へ反映させるものとする。

【解説】

市政は、市民の信託を受けた議会及び市長等が担いますが、自立したより良い地域社会を築くためには、まちづくりの主体である市民が積極的に市政にかかわっていくことが重要なことであり、市民参加を二つ目の原則としています。

第9条に規定していますが、市民は市政に参加する権利を有していますので、市長等は市民の積極的な参加を保障する多様な仕組みを整備しなければなりません。

本条に基づき、第7章「市民参加」で基本的なルールを規定しています。

(共働の原則)

第7条 市民、議会及び市長等は、相互理解と信頼関係に基づき、それぞれの役割や責務を認識し、魅力あるまちづくりを推進するよう共に取り組むものとする。

【解説】

魅力あるまちづくりを進めるためには、まちづくりの担い手である市民、議会、市長等が共に取り組むことが大切です。

平成18年3月、1市3町が合併し新しい北見市が誕生しました。私たちは、これまで各市町が築き上げてきた歴史や文化などを大切にしながら、互いに協力し、北見市の新たな歴史を創り、未来を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

北見市ではこれまで「協働のまちづくり」を推進してきましたが、この「協働」は、どちらかという行政主導型で進められているというイメージが強い傾向にあります。

このことから、市民同士、自治区同士、市民と行政が、より良い地域社会を創り上げていくという共通の目的に向かって、共に手を携え、共に汗し、共に行動するという強い意思を表す「共働」の概念でまちづくりを進めていくことを三つ目の原則に掲げています。

本条に基づき、第8章「共働の推進」で基本的なルールを規定しています。

(地域自治の原則)

第8条 市民、議会及び市長等は、自然環境、歴史及び文化など、自治区の特性と自主性を尊重するとともに、北見市全体の均衡ある発展に共に取り組むものとする。

【解説】

北見市は、合併によって北海道で1番、全国でも4番目に広いまちになりました。

合併前、端野町・常呂町・留辺蘂町の住民は、まちが大きくなることにより、それぞれの地域が疲弊していくのではないかと不安を持っていました。そうした不安を払拭するため、自治区の特性と自主性を尊重しながら、住民に身近な課題をできるだけ身近なところで解決するという仕組みを整備するとともに、一体感を持って新しい北見市を共に創り上げていくことが必要です。このことから、「地域自治」を四つ目の原則としています。

本条に基づき、第9章「地域自治」で基本的なルールを規定しています。

第3章 市民

(市民の権利)

第9条 市民は、すべて等しく尊重されるとともに、良好な生活環境のもと、自らの生命、自由及び幸福を追求し、安全で安心な生活を営む権利を有する。

2 市民は、議会及び市長等が保有する情報について、次に掲げる権利を有する。

(1) 情報を知る権利

(2) 自己に係る個人情報保護される権利

3 市民は、自らの意思で活動を行う権利のほか、まちづくり及び市政に関するそれぞれの過程に参加する権利を有する。

4 市民は、前3項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けないものとする。

【解説】

本条は、まちづくりの主体である市民の権利について定めたものです。

第1項では、市民一人ひとりの人権が尊重され安全で安心な生活を営む権利を、第2項では、情報を知る権利や自己に係る個人情報保護される権利を、第3項では、市民の自由なまちづくり活動や市政に参加する権利を規定しています。また、第4項では、市民はこれらの権利を行使すること、あるいは行使しないことによって、不利益な扱いを受けるものではないことを規定しています。

(市民の責務)

第10条 市民は、互いに平等であることを認識し、尊重し合うものとする。

2 市民は、それぞれの実情に応じた範囲でまちづくりを行い、又は市政に参加するよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加するにあたり、自らの発言、決定及び行動に責任を持つものとする。

【解説】

本条は、市民の権利行使に伴う責務について定めたものです。

市民は、お互いに理解し合い、尊重し合うとともに、自らの意思に基づき主体的にまちづくりに参加するにあたっては、自らの発言や行動に責任を持つことを規定しています。

(子どもの権利等)

第11条 子どもは、将来の地域社会を担う一員として尊重され、子どもの権利条約に基づき、その権利が保障されるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、子どもの権利が成長に応じて適切に行使されるよう必要な支援を行うものとする。

【解説】

本条は、子どもの権利等について定めたものです。

子どもは第2条第1号で定義している「市民」に含まれますが、子どもも社会の大切な一員であることを明確にするとともに、ふるさと北見の未来の担い手である子どもたちを守り育てていくという北見市の強い姿勢を表しています。

子どもの権利条約は1989年に制定され、日本も1994年に批准しました。この条約では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の四つの子どもの権利を守ることを定めています。

また、子どもの権利をより具体的に定めるとともに、それを保障するための大人の役割や取り組みなどを定める「子どもの権利条例」を制定している自治体もあります。

第2項では、大人はすべての子どもが等しく権利を行使できるように、必要な支援を行うことを規定しています。

(事業者の社会的責任)

第12条 事業者は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、自然環境及び市民生活に配慮した事業活動その他の活動を行うものとする。

【解説】

本条は、事業者の社会的責任について定めたものです。

市民としての事業者とは、第2条第1号で「市内で事業活動その他の活動を行う個人又は法人その他の団体」と規定していますが、事業者の事業活動は、まちづくりに大きなかわりをもっていることから、地域社会の一員として、自然環境や市民生活に配慮した事業活動を行うことを規定したものです。

第4章 議会

（議会の役割及び責務）

第13条 議会は、条例の制定改廃、予算の決定又は決算の認定その他の審議を通して、市政の重要な意思決定を行うとともに、市長等と対等かつ緊張ある関係を保持し、市政運営を監視し、けん制するものとする。

2 議会は、開かれた議会運営を行うため、情報を市民に公開し、共有するものとする。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査、研究を行うとともに、広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

【解説】

本条は、議会の役割と責務について定めたものです。

議会は、北見市の意思決定機関であるとともに、執行機関の行政運営を監視し、お互いにけん制し合うことで、調和と均衡を図りながら公正な行政を確保するという重要な役割を担っています。市民の信託に応えるため、その権限を最大限に発揮し、政策形成に関する調査、研究を重ねるとともに、積極的な情報提供、情報共有により開かれた市議会を確立することを規定しています。

なお、情報公開については、議会独自の条例を制定している自治体もありますが、北見市では、既に制定されている北見市情報公開条例において実施機関として位置付けられています。

また、現在、北海道議会においては、地方分権の進展に対応した主体的な議会運営を確立し、道民生活の向上及び北海道の発展に寄与することを目的に「北海道議会基本条例」の制定に向けた検討が進められています。

（議員の役割及び責務）

第14条 議員は、議会が前条の役割及び責務を果たすよう公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民の多様な意見及び要望を把握し、市政課題について争点を明らかにし、的確な判断を行うものとする。

2 議員は、議会活動に関する情報等について市民に説明する責任を負うものとする。

【解説】

本条は、議会を構成する議員の役割と責務について定めたものです。

地方分権の進展に伴い、それぞれの地方公共団体は、自己決定、自己責任によるまちづくりが求められており、議会、議員の判断の重要性はますます大きくなっています。

市民の多様な意見や要望を把握し、的確な判断を行うとともに、活動状況を明らかにすることを規定しています。

第5章 市長等

第1節 市長等の役割及び責務

(市長の役割及び責務)

第15条 市長は、この条例の基本理念及び基本原則に基づき、本市の事務を管理し、及びこれを執行し、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。

2 市長は、市民の信託を受けた執行機関の代表者として、市民の意思を把握し、責任をもって課題に適切に対応しなければならない。

【解説】

本条は、市長の役割と責務について定めたものです。

地方自治法では、市長も執行機関の一部ですが、市長は市民の信託を受け、北見市を代表する地位にあることから、市長以外の執行機関と分けて定めています。

最高規範である本条例に基づき、公正かつ誠実に市政運営を行なうとともに、市民の意思を把握し、課題に適切に対応することを規定しています。

(市長以外の執行機関の役割及び責務)

第16条 市長以外の執行機関は、その職務の権限と責任において、所管する事務を公正かつ誠実に執行するものとする。

【解説】

本条は、市長以外の執行機関の役割と責務について定めたものです。

市長以外の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいい、市政運営に対して大きな役割を担っています。このため、所管事務を公正で誠実に執行することを規定しています。

(職員の役割及び責務)

第17条 職員は、市民の立場に立ち、職務に係る倫理を保持し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、職員の役割及び責務について定めたものです。

職員は、地方公務員法においてさまざまな義務が定められていますが、常に市民とともにまちづくりを進めていくとの意識を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

また、地方分権が進み、地域自らが自己決定と自己責任に基づき、地域の特性を生かした特色あるまちづくりを進めていくことが必要であり、職員として職務を遂行する姿勢や資質の向上が求められています。

職員の職務に係る倫理の保持や職員の公正な職務の執行に関して必要な事項を定める「職員倫理条例」を制定している自治体もあります。

第2節 市政の運営

(総合計画)

第18条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、最上位計画である総合計画を定めるとともに、これを実現するための具体的事業を明らかにする実施計画を策定し、公表するものとする。

2 市長は、前項の総合計画を策定するにあたっては、多様な市民参加の機会を充実させるものとする。

3 市長等は、総合計画の進行管理を適正に行い、その状況を公表するものとする。

4 総合計画は、必要に応じ見直すものとする。

【解説】

本条は、市政運営における最上位の計画である総合計画について定めたものです。

総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を経て定める基本構想と、この基本構想を実現するための基本計画により構成され、さらに、実施計画において具体的事業内容を明らかにしています。この総合計画及び実施計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければならないことを規定しています。

また、この計画は最上位の計画であることから、第2項では、総合計画を策定する際には、多様な市民が参加できるよう努めることを、第3項では、総合計画の進行を適正に管理し、市民にその状況を公表することを、第4項では、社会経済情勢の変化や市長選挙の結果など、必要に応じて柔軟に見直しができることを規定しています。

(財政運営)

第 19 条 市長は、総合計画に掲げる将来像の実現に向けて、必要な財源を確保するとともに、その財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営を行うものとする。

2 市長等は、財政運営の透明性を確保するため、市民に分かりやすい資料を作成し、公表するものとする。

3 市長等は、その保有する財産の管理を適正に行い、効率的かつ効果的な運用を行うものとする。

【解説】

本条は、財政運営に関して臨むべき姿勢を定めたものです。

総合計画に掲げる将来像の実現に向け、健全な財政運営を確保するとともに、財政運営の透明性を確保するため、各種財政指標等を市民に分かりやすく公表することを規定しています。

また、第3項では、市が保有する財産について、市民共有の財産として適正に管理し、効率的かつ効果的な運用を行うことを規定しています。

(行政評価)

第 20 条 市長等は、総合計画に基づき数値を用いる等、実施する事務事業の成果、達成度等の評価を行い、その結果を分かりやすく公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとする。

3 市長等は、前項の評価の結果を事務事業に適切に反映させるものとする。

【解説】

本条は、行政評価について定めたものです。

行政評価とは、効率的で効果的な市政運営を推進するため、総合計画に基づいて実施する事務事業等を一定の基準や視点に基づき評価を行い、その結果を改善に結びつける手法で、「計画・実行・評価・改善」を繰り返していくものです。ここでは、必要性等を検討した上での事業の取捨選択や、改善後の状況や効果、影響などについても検証します。

事務事業評価にあたっては、費用対効果や市民への影響、目標設定や達成度合いなどを具体的な数値を使って示し、市民に分かりやすい形で公表することが必要です。

これまで行政評価を実施していますが、今後は外部評価制度を整備するとともに、評価結果に基づき具体的な改善に結びつけることが求められています。

(組織運営等)

第21条 市長等は、簡素かつ効率的で、市民が利用しやすい組織を編成するものとする。

2 市長等は、市政課題に迅速かつ的確に対応できる職員を育成するものとする。

【解説】

本条は、組織及び職員の育成について定めたものです。

市の組織機構は、簡素かつ効率的で市民が利用しやすいことが重要であり、第1項では多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に柔軟に対応することを規定しています。それと同時に、総合計画が掲げる基本構想の実現に向けて効率的に市政運営が図られるよう、適宜、行政改革を進めていくことも必要です。

第2項では、市民とともにまちづくりを進めていく上で、職員はもっとも身近にいる存在です。市民の立場に立って、市政課題に迅速かつ的確に対応できる職員が求められており、第17条第2項で規定しているように職員自らが職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めることはもちろんですが、市長やその他の任命権者も積極的に職員を育成しなければならないことを規定しています。

(出資団体等に対する関与)

第22条 市長等は、次に掲げる団体(以下、「出資団体等」という。)に対して、その目的が適切かつ効果的に達成されるよう必要な助言、指導、支援、要請その他の関与を行うものとする。

- (1) 出資している法人その他の団体
- (2) 運営のための補助その他の支援をしている法人その他の団体
- (3) 公の施設の管理を委ねている法人その他の団体
- (4) 職員を派遣している法人その他の団体

2 市長等は、出資団体等に関し、その経営状況及び活動成果などを定期的に検証し、その結果を公表するものとする。

【解説】

本条は、出資団体等に対する関与について定めたものです。

北見市には、公共性の観点から市が出資や運営補助、あるいは公の施設の管理委託や職員を派遣している団体等があり、北見市のまちづくりに大きなかかわりをもっています。

このため、第1項では、市が出資など何らかの形で関与している団体等に対して助言や指導等を行うことを規定しています。

また、第2項では、出資団体等が目的に沿って効率的に事業が運営されているかなど、出資団体等としての効果や必要性について定期的に検討を行い、その結果を市民に公表することを規定しています。

第3節 公正と信頼の確保

(法令の遵守等)

第23条 市長等は、法令等を誠実に遵守し、職務に係る倫理を保持するものとする。

【解説】

本条は、法令の遵守等について定めたものです。

自治体は、地域の実情に応じて、法令を自主的に解釈し運用することができますが、これはあくまでも、法令の制定趣旨の範囲内のことです。

昨今、全国的に組織全体がかかわる不祥事や汚職等が発生しています。これらは、意図的な法令違反や誤った法令解釈によるものですが、このようなことは、市政への信頼を著しく失墜させることとなります。

こうしたことを未然に防ぎ、公正な市政運営を行なうため、市長等は法令等を正しく理解するとともに、これを遵守し、倫理を保持することが求められています。

近年、職員の法令遵守の推進体制を整備するための条例を制定している自治体もあります。

(行政手続)

第24条 市長等は、条例、規則等に基づく処分、指導及び届出に関し、その手続の基準など、共通する事項を明らかにするものとする。

【解説】

本条は、行政手続について定めたものです。

市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利・利益を保護するため、処分や行政指導等の手続の基本的な事項を明らかにすることを規定しています。

本条は、既に施行している「行政手続条例」の根拠規定となるものです。

(公益通報)

第25条 市長等は、公正な職務執行を妨げ、市政運営に対する市民の信頼を損なう行為について、職員等からの通報を受け、当該行為を是正し、又は防止する制度を整備するものとする。

【解説】

本条は、職員の内部告発について定めたものです。

公共の利益に反する行為について、その事実を通報すると自らに不利益を招くおそれがあるとして、その事実が放置される可能性があります。不祥事の発生や隠蔽ということを抑止するため、公益のため通報を行った職員等が不当な取扱いを受けず、保護されるための制度を整備することを規定しています。

市政における違法な事態の防止、透明で公正な市政運営を確保するため「公益通報条例」を制定している自治体もあります。

(要望、意見等への対応)

第26条 市長等は、市政運営に対する市民からの要望、意見等について、速やかにその内容及び原因を調査し、誠実に対応するものとする。

【解説】

本条は、市民からの要望、意見等への対応について定めたものです。

市政運営に対して、市民からさまざまな要望や意見、苦情等が提出されます。市長等がそれらに迅速かつ誠実に対応することは、市民主体のまちづくりを行う上からも、市民との信頼関係を強化する上でも大変重要なことです。

(権利の擁護)

第27条 市長は、市政運営に対する市民からの権利侵害の申立てについて、公正かつ中立的な立場で迅速に処理する職務を行うオンブズマンを設置するものとする。

【解説】

本条は、オンブズマンの設置について定めたものです。

オンブズマンは、市民の権利や利益を擁護し、また市政を監視して市政の改善を図ることにより、開かれた市政を推進するものです。市民からの市政に関する苦情等を公平中立な立場で迅速に処理する機関を設置することを規定しています。

本条は、既に施行している「オンブズマン条例」の根拠規定となるものです。

(監査)

第 2 8 条 監査委員は、本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行を監査するにあたっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性などの観点を踏まえて行うものとする。

【解説】

本条は、監査について定めたものです。

監査委員は、執行機関の一つですが、市長から独立した機関です。北見市の公正で合理的、効率的な市政運営を確保するため、大変重要な役割を担っています。

第6章 情報の共有

(情報の公開及び提供)

第29条 市長等は、その保有する情報を積極的に公開するものとする。

2 市長等は、市政に関する必要な情報を作成し、積極的に市民に提供するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、情報の公開及び提供について定めたものです。

基本原則である「情報共有の原則」を進めるとともに、市民の権利の一つである「市政に関する情報を知る権利」を保障するものです。

市長等は、公正で透明な市政を運営するため、市民に積極的に情報を公開、提供し、共有することが必要です。そのために、市長等は、必要な情報を収集するとともに、その情報を適切に管理し、いつでも分かりやすい形で市民に公開、提供できるような体制の整備に努めなければなりません。

本条は、既に施行している「情報公開条例」の根拠規定となるものです。

平成13年に施行された、いわゆる情報公開法や各地方公共団体で制定された情報公開条例は、住民からの請求があった場合、保有する情報について公開するという制度を整備したものです。しかし、近年は、保有する情報の公開に留まらず、行政の説明責任を果たすために積極的に情報を提供していこうという流れが強まっています。

(説明責任)

第30条 市長等は、市政に関する事項及び市政運営の状況について、市民に分かりやすく説明するものとする。

【解説】

本条は、市政に関する説明責任について定めたものです。

市長等には、市政を運営するにあたり、その内容や経過、結果などをまちづくりの主体である市民に分かりやすく説明する責任があります。

事業計画や内容について説明し、理解を求めていくことは、市民との信頼関係を保つ上でも、また、円滑に市政運営を進める上でも重要な要素となります。

(個人情報の保護)

第 3 1 条 議会及び市長等は、個人情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを厳正に行い、その保有する個人情報を保護するものとする。

【解説】

本条は、個人情報の保護について定めたものです。

まちづくりを進める上で情報を共有することは大切なことですが、その場合、特にプライバシーへの配慮が必要となります。

個人情報の流出により人権侵害や権利利益侵害を招くおそれがあることから、市政への信頼性を確保する上で重要となる個人情報の保護について規定しています。

本条は、既に施行されている「個人情報保護条例」の根拠規定となるものです。

第7章 市民参加

(市民参加の推進)

第32条 市長等は、市民の参加の機会が保障されるよう、市民参加の推進に関する多様な制度の整備に努めるものとする。

2 市長等は、参加した市民からの意見、提案等について、適切に反映されるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、基本原則の一つである「市民参加の原則」及び第9条の「市民の権利」に基づき、市民参加の推進について定めたものです。

市民は、市政に参加する権利を有しています。市長等は、この権利を保障するため政策立案、実施、評価などのさまざまな場面でより多くの市民が参加できるよう第33条から第35条に定める「委員の公募等」、「意見の公募」、「住民投票」のほか、多様な制度を整備することが必要です。このことは、透明で公正な市政運営を確保することにつながり、共働のまちづくりを推進していく上で、とても重要なことです。

また、市民からの意見や提言等を「聞くだけ」、「受けるだけ」ということでは参加の意義が薄れてしまいます。市長等は、市民からの意見や要望等を積極的に受け止め、適切に反映することが必要です。

(委員の公募等)

第33条 市長等は、審議会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下、「審議会等」という。)を組織し、又は運営するときは、その設置目的に応じ、原則として委員を公募し、その結果を公開するものとする。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

【解説】

本条は、審議会等の委員の公募、会議及び会議録の公開について定めたものです。

執行機関の事務について審査、審議、調査等を行うため、さまざまな審議会等が設置されていますが、審議会等に市民が参加できる機会を保障するとともに、会議や会議録を公開することにより、透明性の高い市政運営を行なうことを規定しています。

なお、委員の選考にあたっては、男女の比率や、できる限り同一人物が複数の委員職を兼務することがないよう幅広い人材を確保する配慮が必要です。

(意見の公募)

第34条 市長等は、重要な計画の制定及び見直し、重要な条例の制定及び改廃、重要な施策の立案、実施及び評価を行う場合等は、事前に情報を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるものとする。

2 市長等は、前項の手續により提出された意見を尊重して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する考え方を公表するものとする。

【解説】

本条は、意見公募（パブリックコメント）について定めたものです。

市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす事案について事前に案を市民に公表し、その案に対して市民が意見を述べる機会を保障するとともに、意見に対する応答責任を果たすことを規定しています。

(住民投票)

第35条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認する住民投票を実施できるものとする。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

3 市長は、より多くの市民が発議できる住民投票制度を定めるものとする。

【解説】

本条は、住民の意思を直接確認する仕組みとして、住民投票について定めたものです。

住民投票は、市の将来を左右するような重大な問題や市政に大きな影響を及ぼす事項について、直接市民の意思を確認し、その意思を市長や議会の最終的な意思決定に反映させようという制度です。

住民投票条例には、住民投票が必要な事案が生じたとき、その都度、住民投票の実施に関する手續を条例で定め、それに基づき実施する方式（個別設置型）と、住民投票に付することができる事案、投票できる範囲、住民投票をどのように請求するのかなど、住民投票に関するさまざまな手續をあらかじめ条例で定め、それに基づき実施する方式（常設型）があります。本条は、「住民投票条例」の根拠規定になるものですが、制定にあたっては、十分に議論を深めていくことが必要です。

住民投票の結果については法的な拘束力はありませんが、第2項において、議会及び市長等は住民の意思を真摯に受け止め、その結果を尊重することを規定しています。

第8章 共働の推進

(市民活動の促進)

第36条 市民は、まちづくりの主体として、互いに尊重し、手を携え、まちづくりを進めるよう努めるものとする。

2 市民は、自由意思に基づき、市民活動を進めるものとする。

【解説】

本条は、市民活動の促進について定めたものです。

個人・町内会・企業・団体などが、市民意思に基づき、共に連携して取り組むことにより、よりよい市民生活環境の実現が可能となります。そのためには、まちづくりに市民意思が反映される基盤ができること、自助・共助・公助のシステムが機能すること、自治区が共生・連携することが必要です。市民が、共に生き、共に働き、共に創造することにより、それらを実現することができます。また、市民が主役であること、お互いに尊重し合うことを前提に、かかわれる範囲で無理なく参加できるまちづくりを目指します。

(市民自治の促進)

第37条 市長等は、共働によるまちづくりの根底をなす市民による自治を拡充、推進するため、必要に応じ条例等を整備するなどの支援を行うものとする。

【解説】

本条は、市民自治の促進について定めたものです。

市民による自治は、共働によるまちづくりの根底をなすものです。市民の自発性に基づいた意思表示や活動などを促進するため、補助金などの財政的支援ばかりではなく、情報の提供、人的協力、活動の場の提供など、活動の調整、基盤化などの支援活動を促進することを規定しています。

快適で利便性の高いまちづくりを進めていくためには、みんなが市民の日常生活に基づいた視点を持つことが大切です。そのため、市長等は、公益的活動を適切に評価し、共働のまちづくりの推進に向け、条例や庁内推進体制などの必要な環境整備に努めなくてはなりません。それらの集積が、行政課題の解決、事業実施手法の選定、事業の優先順位決定などの判断に生かされます。

第9章 地域自治

(自治区の設置)

第38条 議会及び市長は、地域の特性と自主性を生かした個性豊かで活力ある地域社会の実現に向けて、本市の区域を分けて定める区域ごとに自治区を設置するものとする。

2 市長は、各自治区の地域振興を図るため、総合支所、自治区長及びまちづくり協議会を置くものとする。

【解説】

本条は、自治区の設置について定めたものです。

合併に際し、自治区のあり方について多くの議論が交わされました。自治区制度は、地方自治法や合併特例法などで規定されていますが、法による自治区は一定のルールにより設置しなければなりません。議論を重ねてきたさまざまな要件を満たすためには、既存制度では実現できないことから、北見市独自の自治区制度を設けることになりました。

特に、端野町・常呂町・留辺蘂町の住民にとっては、自治区の設置を自治体の憲法といわれるまちづくり条例の中で位置付けるということが、合併の是非を判断する上で大きな要素となりました。

このような経過を踏まえ、自治区の設置を本条例において明確に位置付けるとともに、自治区に住民サービスの拠点となる「総合支所」を、また、自治区に関する事務を統括し、総合支所の職員を指揮監督する「自治区長」を、さらに、地域住民が自治区に関する事項について協議を行う「まちづくり協議会」を置くことを規定しています。

本条は、既に施行されている「自治区設置条例」の根拠規定となるものです。

(自治区の連携)

第39条 市長等は、自治区間の連携を深め、北見市全体の均衡ある発展を目指すものとする。

【解説】

本条は、自治区間の連携について定めたものです。

各自治区には、これまで長年にわたり積み重ねてきた歴史・文化・産業などがあります。これらは、これからも大切に守り育てていかなければなりません。それとともに、新しい北見市として新たな歴史を創り上げ、発展していくためには、それぞれの地域が尊重し合い、協力しながら、共にまちづくりを進めていくことが必要です。

第10章 危機管理

(災害等への対応)

第40条 市長等は、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対して、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するとともに、国、北海道その他の自治体等との連携、協力及び相互支援関係を築くものとする。

2 市民は、災害等の発生時において、自らの安全確保を図るとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら対応するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、災害等への対応について定めたものです。

市長等には、市民の安全で安心な暮らしを守っていく責任があります。

近年、この地域においても大雨や地震などの自然災害が発生し、また、全国、世界に目を向けると、感染症、大量殺傷事件、テロ、コンピュータウイルスなど、予期せぬ出来事が起きており、市長等は、災害や不測の事態に対して、迅速かつ的確に対応できる体制を常に整備しておく必要があります。

また、大規模な災害等が発生した非常時においては、行政だけでは対処しきれないことも想定されます。近年の大地震などにおいては、市民の活動が大きな力となっています。このことから、第2項では、市民自らがその果たすべき役割を認識し、互いに助け合う必要があることを規定しています。

第11章 国、北海道及び他の自治体との関係等

(国、北海道その他の自治体との連携等)

第41条 議会及び市長等は、共通する課題又は広域的な課題の解決に向けて、国、北海道その他の自治体と相互に連携、協力する関係を築くものとする。

2 議会及び市長等は、まちづくりの課題について、必要に応じ、国及び北海道等に対し、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。

【解説】

本条は、国、北海道、他の自治体との関係について定めたものです。

市民の生活圏や経済圏が広がるとともに、環境問題や社会資本整備など、市単独で取り組むことが難しい課題が多くなっています。このような広域的な課題を解決するため、国や北海道、他自治体等と連携・協力する関係を構築するとともに、関係する制度の整備等について積極的に提案を行うことを規定しています。

(国際交流等)

第42条 市民、議会及び市長等は、国内外の人々及び団体との多様な分野における交流を推進し、まちづくりに生かすものとする。

【解説】

本条は、国際交流等について定めたものです。

北見市は、アメリカのエリザベス市、ロシアのポロナイスク市、韓国の晋州市、カナダのバーヘッド町、高知県の高知市及び佐川町、宮城県の丸森町、岐阜県の大野町と多くの自治体と姉妹・友好都市関係にあり、自治体間はもちろん、民間レベルにおいても活発な交流が展開されています。

今後とも、姉妹・友好都市をはじめ、国内外の団体等と多様な分野での交流を行い、その成果などを北見市のまちづくりに生かしていくことが必要です。

第12章 条例の改正等

(条例の趣旨に関する事務等の検証)

第43条 市長は、市民自治によるまちづくりに関する事務の執行又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備又は運用されているかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市長は、前項の規定による評価にあたっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

【解説】

本条は、条例の趣旨に関する事務等の検証について定めたものです。

本条例は、第3条でまちづくりの最高規範と位置付け、条例等の制定や改廃、重要な計画の策定や変更等にあたっては、この条例の趣旨を十分に尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならないとしているほか、自立したより良い地域社会を築くための多くの仕組みなどを定めています。

この条例の実効性を確保するため、具体的取り組みなどが規定内容に沿って行われているか、どのように機能しているかなどを検証し、必要な見直しを行うための仕組みの整備及び市民の意見反映について規定しています。

(条例の改正)

第44条 議会及び市長は、社会経済情勢の変化があった場合など、この条例を見直す必要があると認めるときは、条例の改正その他の措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じるにあたっては、市民の意見を適切に反映させるものとする。

【解説】

本条は、条例の見直しについて定めたものです。

社会経済情勢は目まぐるしく変化しています。この条例で定める内容が時代に合致しなくなったり、整合がなくなったときには、本条例の最高規範性を確保するために柔軟に対応することとし、その際は、市民の意見を適切に反映することを規定しています。

(附則)

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

